

○ 糸田町三世代同居住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三世代同居を目的とした住宅の新築、改修、購入等を行う者に対し、予算の範囲内において糸田町三世代同居住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本町における三世代家族の形成及び本町への定住の促進を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。その交付については、糸田町補助金交付規則（平成18年糸田町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 祖父母 申請者の親の1親等の直系尊属又はその配偶者をいう。
- (2) 親 申請者の1親等の直系尊属又はその配偶者をいう。
- (3) 子 申請者の1親等の直系卑属又はその配偶者をいう。
- (4) 孫 申請者の子の1親等の直系卑属又はその配偶者をいう。
- (5) 曾孫 申請者の孫の1親等の直系卑属をいう。
- (6) 同居 申請者の祖父母、親又は子が居住する建物又は当該建物と同一敷地内の建物に居住することをいう。
- (7) 三世代同居 申請者、祖父母、親、子、孫、曾孫のうち三世代以上が同居することをいう。
- (8) 住宅 自己の居住の用に供するための建物（併用住宅を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、町内で三世代同居をするための住宅の新築、増築、改築若しくは改修（以下「新築等」という。）又は購入を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者及び補助対象者と三世代同居を行う者（以下「補助対象世帯員」という。）のうち一世帯以上が、町外から転入して1年を経過していないこと。
- (2) 補助対象世帯員が市町村税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の額の確定を受けた日から5年以上継続して三世代同居を予定していること。
- (4) 当該補助の申請者が補助金の交付の申請をした日において居住する地域の自治会に加入していること。また申請日から5年以上、自治会から脱退してはいけないものとする。
- (5) 補助対象世帯員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 補助対象世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等に所属していない者であること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象とする住宅は、申請者が町内に所有する住宅又は補助対象世帯員が町内に所有しようとする住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象世帯員のいずれかが名義で所有権の保存の登記若しくは所有権の移転の登記がされているもの又は固定資産課税台帳に記載されているものであること。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき適正に建築されたものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象とする費用(以下「補助対象費用」という。)は、住宅の新築等又は購入に要した費用(当該費用の総額が50万円以上のものに限る。)とする。但し、住宅の改修に要する費用にあつては、別表に規定する補助対象の工事に要した費用を対象とする。

2 前項の規定に係わらず、次に掲げる費用は補助対象としない。

(1) 国又は地方公共団体による住宅の新築等及び購入に係る他の補助を受けた費用(当該補助の対象となる費用の部分に限る。)

(2) 災害等による給付金の支給対象となる工事費

(3) 賃貸の用に供している住宅又は賃貸の用に供する予定の住宅の工事費

(4) 倉庫、車庫等の工事費(居住の用に供するための改修を除く。)

(5) 移動又は取り外しが可能な機器又は家具等の購入費

(6) 併用住宅における居住部分以外の工事費(当該工事費は居住部分と共用部分の床面積を按分して算出するものとする。)

(7) 補助対象世帯員が建設業者の場合は、新築等の工事に係る労務費

(8) 敷地の造成又は門、塀その他の外構工事に要する費用

(9) 新築等を伴わない住宅の解体工事費

(10) 太陽光発電設備の設置費

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助の対象として適当でないと認める費用(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、糸田町三世帯同居住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。但し、当該申請に係る工事等が当該年度の2月末日までに完了するものに限る。

- (1) 糸田町三世代同居住宅支援事業調査票（様式第2号）
 - (2) 誓約書及び同意書（様式第3号）
 - (3) 事業計画書（様式第4号）
 - (4) 三世代同居をする住宅の位置図
 - (5) 三世代同居をする住宅の内容が分かる平面図及び立面図
 - (6) 新築等を行う箇所の工事着手前の写真
 - (7) 新築等又は購入に係る見積書の写し
 - (8) 補助対象世帯員の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本
 - (9) 補助対象世帯員の住民票の写し
 - (10) 補助対象世帯員の市町村税に滞納がないことを証明する書類
 - (11) 住宅の登記事項証明書の写し又は固定資産課税台帳の写し
 - (12) 母子健康手帳の写し（孫又は曾孫が胎児である場合に限る。）
 - (13) 他の制度を併用して申請する場合は、当該制度の申請書の写し
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請者に通知する。（様式第5号）

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、新築等の工事が完了した後、若しくは住宅を購入した後30日を経過した日、又は当該決定を受けた日の属する年度の末日のうち、いずれか早い日までに糸田町三世代同居住宅支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助世帯員の住民票の写し（交付申請時に町外である場合に限る）
- (2) 住宅全体及び工事の施工箇所の完了後の写真
- (3) 工事の内容が分かる図面及び内訳書
- (4) 確認済証又は検査済証の写し（新築等により発行される場合に限る）
- (5) 新築等の工事又は購入に係る契約書の写し（契約を締結した場合に限る）
- (6) 新築等の工事又は購入に係る領収書の写し
- (7) 住宅の登記事項証明書の写し（登記事項に変更があった場合に限る）
- (8) 他の制度を併用して申請している場合は、その制度の実績報告書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助対象世帯員又は当該補助対象世帯員になろうとしていた者が、次の各号のいずれかに該当し、補助対象者の要件を欠くときには、その事由を証する書面を添付しなければならない。

- (1) 死亡したとき

(2) 施設等に入院又は入所したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による実績の報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を補助金の交付の決定を受けた者に通知(様式第7号)するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、糸田町三世代同居住宅支援事業補助金交付請求書(様式第8号)に関係書類を添えて糸田町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(財産処分等の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の額の確定の日から5年以内において、補助金の交付を受けて新築等の工事又は購入を行った住宅を売却し、譲渡し、交換し、貸付、解体し、若しくは担保に供するとき、又は当該住宅から補助対象世帯員のいずれかが転居するときは、予め町長の承認を受けなければならない。

2 当該申請にかかる前項の申し出があったとき、既に補助金の額が確定している場合、町長はその額を変更することができる。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が当該補助金の額の確定の日から5年以内にこの要綱の規定に違反したと認めるとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象の工事（改修に限る）

- 1 屋根、外壁又は軒天の改修（塗装、コーキング等の工事を含む。）
- 2 雨樋の取替え
- 3 床、壁又は天井材の張替え（段差解消のための改修を含む。）
- 4 ドア、襖、障子その他の建具の取替え
- 5 カウンター又は棚の設置
- 6 手摺りの設置
- 7 間取り等の変更のための壁の改修
- 8 台所、浴室、便所又は洗面所の改修
- 9 ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置
- 10 太陽熱利用温水器の設置
- 11 換気扇又は全熱交換機の設置
- 12 浄化槽の設置
- 13 エレベーター等の設置
- 14 床暖房設備工事
- 15 スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
- 16 火災報知器の設置
- 17 その他町長が必要と認める工事